



RAEM-Light 協議会

規約

2010年6月29日版

1. 設立趣旨

(1) 組織名称

RAEM-Light 協議会

(2) 設立時期

平成 20 年 8 月 1 日

(3) 設立趣旨

道路整備をはじめとして各種政策の効果の計測の重要性は高まりつつある中で、国民・マスコミからはこれらについて懐疑的な意見も多いのが実状である。一方、IT 技術の急速な進展により、理論と統合的な計測手法の適用も可能になりつつあり、その代表的な数値計算モデルとして RAEM-Light (※) が開発された。RAEM-Light は空間的応用一般均衡モデルであり、最大の長所として便益の帰着先を精緻に捉えることを可能とし、従来のような効率性だけでなく、地域間の公平性の議論にも寄与するものである。

このような状況の中で、我々シンクタンク・コンサルタントは RAEM-Light の政策実務への普及をさせるために相互に情報を共有し、RAEM-Light の高度化・精緻化を図り、広く社会に貢献するために本協議会を設立する。なお、本協議会の最終目的は本モデルに関するマニュアルを作成し広く一般に公表することで RAEM-Light の政策実務への浸透をはかるものである。

(※) 鳥取大学工学部社会開発システム工学科小池淳司准教授および RAEM-Light 協議会による共同開発

(4) 発起人

株式会社価値総合研究所

社団法人システム科学研究所

株式会社地域未来研究所

復建調査設計株式会社

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

2. 事業内容

- 1) RAEM-Light の高度化の調査研究
- 2) RAEM-Light による効果計測方法の検討・マニュアルの作成
- 3) 不正利用の監視及び情報交換

3. 規約

(1) 名称

第1条 本協議会の名称は、以下の通りとする。

日本語名称は「RAEM-Light 協議会」とする。

英語名称は「RAEM-Light Committee」とする。

(2) 目的

第2条 RAEM-Light により社会基盤整備等の政策の効果計測の高度化・精緻化を図り、政策実務への普及を目的とする。

(3) 事業

第3条 本協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) RAEM-Light の高度化の調査研究
- 2) RAEM-Light による効果計測方法の検討・マニュアルの作成
- 3) 不正利用の監視及び情報交換

前各項に掲げるもののほか、本協議会の目的を達成するために必要な事業

(4) 会員

第4条 本協議会の目的及び事業に賛同する企業、団体等を会員とする。

協議会が特に認める団体・機関、個人等は、運営委員会の承認によりオブザーバーとして協議会に参加することができる。

(5) 入会

第5条 本協議会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出し、運営委員会の承認を得て会員になることができる。

会員代表者は、企業又は団体の代表権を有するものでなければならない。

会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を提出しなければならない。

(6) 退会

第 6 条 会員が本協議会を退会するときは、別に定める退会届を提出しなければならない。退会する前に納めた会費については、返還しない。

(7) 総会

第 7 条 本協議会に総会を置く。

総会は、会員をもって構成し、会長がこれを召集する。

総会は、年 1 回以上開催し、事業計画、事業活動などについて報告を行う。

議決が必要な事項は、出席会員（委任状を含む）の過半数の同意で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(8) 運営委員会

第 8 条 総会の下に、運営委員会を置く。

運営委員会は、協議会の運営及び事業の実施に必要な事項を審議し、決定する。

運営委員会の委員は、会員の中から会長が選任する。

運営委員会の委員長、副委員長は、会長が選任する。

議決が必要な事項は、出席委員（委任状を含む）の過半数の同意で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。運営委員会の下に、必要に応じて委員会を置くことができる。

(9) 会費

第 9 条 本協議会の会費は、運営費及び特別事業費とする。

会員は本協議会に入会する際に会費を納入する必要はない。今後事業を遂行していく中で、運営費が必要となる際は、運営委員会で費用分担などを含め審議の上、徴収することができる。

特別な費用が発生する場合は、特別事業費として、その都度、運営委員会で費用分担などを含め審議の上、会員等より徴収することができる。

(10) 役員

第 10 条 本協議会には、総会の決定により会長 1 名、副会長若干名を置く。

(11) 規約の改定

第 11 条 本規約は、運営委員会の決議により改定することができる。

(12) 活動の見直し

第 12 条 本協議会は、5 年後に活動を見直すこととする。

(13) 事務局

第 13 条 本協議会の事務局は、復建調査設計株式会社内に置く。

(14) 守秘義務

第 14 条 会員及びオブザーバーは、本協議会における成果、ノウハウ等について守秘義務を負うものとする。

ここで言う守秘義務とは、本協議会で議論されている RAEM-Light の高度化及び精緻化の方法、プログラムソース、適用事例等について会員以外の第三者に一切漏らさない義務、ならびに、本組織の目的以外のいかなる目的にも使用・転用しない義務を含むが、これに限られるものではない。

なお、RAEM-Light の広告、宣伝、営業等の政策実務への普及活動の一環で自社における実施の適用事例の情報提供はこの限りではない。ただし、発注者等の機関よりプログラムソースの提供等を求められた際は、対応方法を協議会内で検討するものとする。

(15) 守秘義務違反

第 15 条 守秘義務を違反し、これが発覚した場合には本協議会から除名するものとする。

(16) 不正利用に対する措置

第 16 条 会員及び第三者による RAEM-Light の不正利用が発覚した場合には、本協議会から勧告措置をとるものとする。なお、必要に応じて法的措置をとることとする。

(17) 附則

附則第 17 条 この規約は、平成 20 年 8 月 1 日から適用することとする。なお、更新版を平成 22 年 6 月 29 日より適用することとする。

4. ロゴマーク

RAEM-Light 協議会では、具体的な活動に向けてシンボルロゴマークを発表いたします。シンボルロゴマークは、迷走をつづける社会資本整備において、RAEM-Light が理想的な計画を導き出す「道しるべ」のような役割を担うことが必要であるというコンセプトでデザインしました。本協議会では、今後、このシンボルマークをホームページ、企画案、提案書、パンフレット等に表示し、最終的にはすべての活動に対して、あらゆる活用をしていく予定です。なお、本シンボルマークは商標登録（登録第 5246598 号）しております。

